

全 建 事 発 第 1 6 号
平成 2 2 年 5 月 2 4 日

各都道府県建設業協会 会長殿

社団法人全国建設業協会
会長 浅沼 健一
〔公 印 省 略〕

国土交通省における入札ボンド対象工事の拡大等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、国土交通省においては、直轄工事における入札ボンド制度について、対象工事の拡大等、一部改正されることとなりました。

つきましては、貴会会員企業に対する周知方等よろしくお願い申し上げます。

以 上

〔主な改正内容〕

1. 対象工種・基準額

改正後	現行
「一般土木」及び「建築」は、予定価格が3億円以上の工事 「その他の工種」は、予定価格が6億9千万円以上の工事	予定価格が6億9千万円以上の工事

2. 提出時期

改正後	現行
入札書の提出期限の日まで	競争参加資格確認申請書等の提出期限の日まで

※平成 2 2 年 8 月 1 日以降に入札公告手続を開始する工事から適用



国 総 入 企 第 5 号

平成22年5月20日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議官



入札ボンド制度の対象工事の拡大等について

今般、国土交通省においては、各省各庁における入札ボンド制度の対象工事の拡大等に当たって参考としていただくための「当面の入札ボンド制度の導入・拡大に関する実施要領」を作成し、別添のとおり、本日付けで当職から各省庁官房長等あてに通知しました。

つきましては、貴団体におかれては、本件について傘下の建設業者に対する周知方お願いします。

国 総 入 企 第 2 号

平成22年5月20日

(各省庁官房長等) 殿

国土交通省建設流通政策審議官

入札ボンド制度の対象工事の拡大等について

各省各庁におかれましては、平素から公共工事の入札契約の適正化の促進にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、このたび、国土交通省におきましては、最近の建設業を取り巻く環境にかんがみ、企業の経営評価に関して、市場機能を活用したリアルタイムの評価を一層進めるため、入札ボンド（入札保証金を含む。以下同じ。）の対象工事の拡大を促進することとし、併せて、入札ボンドの発注者への提出時期については、入札書の提出期限の日までとすることとしました。

「入札ボンド制度」については、「入札ボンド制度の実施要領（案）」（平成18年9月8日付け国総入企第29号）を作成し、各省各庁における入札ボンド制度導入の検討に当たっての参考としていただくようお願いしていたところですが、今般の国土交通省における入札ボンドの対象工事の拡大を踏まえ、別紙のとおり、「当面の入札ボンド制度の導入・拡大に関する実施要領」を作成しましたのでお知らせします。

各省各庁における入札ボンド制度の導入・対象工事の拡大、入札ボンドの提出時期の設定に当たっての参考としていただくようお願いいたします。

また、本件について、独立行政法人等を含む貴管下発注機関に対する周知についても、併せてお願いいたします。

<別紙>

当面の入札ボンド制度の導入・拡大に関する実施要領

1. 趣旨及び意義

一般競争入札及び総合評価方式の実施に併せて入札ボンドの導入を図ることが不良不適格業者の課題に適切に対応しつつ、実質的な競争を促進する上で必要であり、米国において入札ボンド制度がボンド引受機関による審査・与信を通じて、適切な入札参加者の選定に大きな役割を果たしていることを参考に、米国とわが国の置かれた状況の違い等も踏まえながら、日本型の入札ボンド制度を段階的に導入・拡大することとする。

米国の入札ボンド制度は、公共工事の入札参加者が落札した場合に契約を締結することを保証するものであるが、入札ボンドを引き受ける際の審査においては、当該入札参加者が落札した場合には履行ボンド（契約保証）を引き受けられるかどうかの審査が中心になされ、入札ボンドを引き受けた場合には、通常履行ボンドの引受けがなされることから、入札ボンドは、履行ボンドの予約としての性格を併せ持つものとなっている。わが国において、入札ボンド制度の導入・拡大を促進するに当たっては、わが国においても契約保証制度が広く普及している一方で、落札者が契約の締結を辞退することはまれであることを踏まえ、入札ボンドの持つ契約保証の予約としての機能に着目した制度設計とすることとする。

このため、わが国においては、公共工事の発注に当たり、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める制度を入札ボンド制度として導入することとし、当該機能を有する証書を「入札ボンド」と総称することとする。実際の導入に当たっては、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の4に規定する入札保証制度の体系（入札保証金及びその代替措置である保険会社の入札保証保険、金融機関の入札保証等）を活用することとし、入札保証金の納付を原則化した上で、入札ボンドの提出があれば、入札保証金（現金）の納付を求めない運用とすることとする。

入札ボンド制度の導入・拡大により、履行ボンドの審査の前倒しが行われ、①履行能力が著しく懸念される建設業者、施工の実態のないペーパーカンパニー等の入札参加段階での排除、②いわゆるダンピング受注に対する一定の抑止（低入札価格調査の調査対象案件のときに契約保証の付保割合を引き上げる措置が講じられた場合における与信枠の使用、収益の低下による与信枠の引下げ）といった効果を期待するものである。

2. 実施要領

(1) 対象となる工事

入札ボンド制度は、すべての公共工事が対象となり得るものであるが、入札ボンド制度の導入に当たっては、発注者、建設業者、引受機関が円滑に対応できるよう、例えば、一般競争入札によって発注を行う工事、あるいは大規模な工事から導入し、順次対象工事を拡大するなど段階的に実施することとする。

(2) 入札ボンドの種類

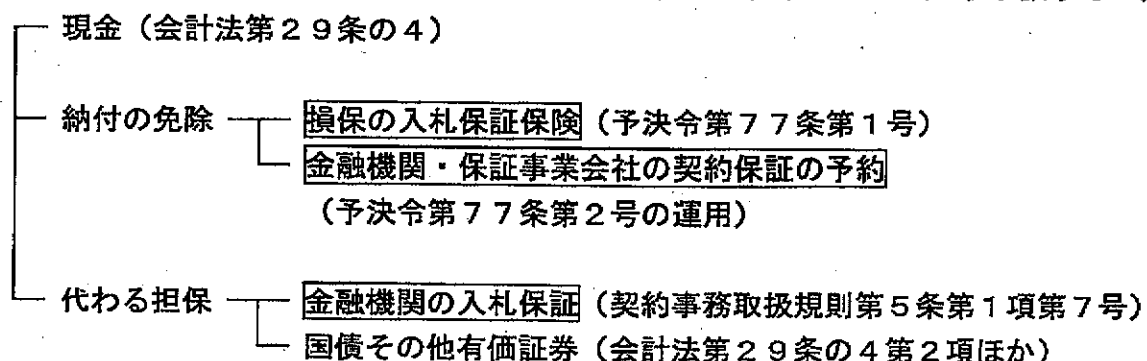
会計法令に定める入札保証制度の体系では、原則とされている入札保証金の納付のほか、入札保証金の免除措置として保険会社の入札保証保険（会計法第29条の4第1項ただし書及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第77条第1号）、入札保証金に代わる担保措置として金融機関の保証、国債その他の有価証券（会計法第29条の4第2項、予決令第78条及び契約事務取扱規則第5条）が位置付けられており、これらのうち、金融機関等の審査・与信を経て発行される入札保証保険及び入札保証を入札ボンドとして取り扱うこととする。

また、入札ボンドが有すべき契約保証の予約的機能としての意義を踏まえ、金融機関及び保証事業会社の契約保証（契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第16条）の予約についても、入札保証制度の体系の中で入札ボンドとして取り扱うこととし、予決令第77条第2号の運用として、金融機関又は保証事業会社の契約保証の予約の提出があれば、入札保証金の納付を免除することとする。

なお、契約保証の予約の主体となるのは、各発注者が契約保証の保証主体として認めている金融機関又は保証事業会社である。

会計法令の入札保証制度の体系と入札ボンドとして取り扱うものとの関係について示すと、次のとおりである。

（囲み線が入札ボンドとして取り扱うもの）



(3) 入札公告

入札 bond 制度を導入するに当たっては、発注に際し、まず、入札保証金の納付（入札保証金の免除措置及び入札保証金に代わる担保措置を含む。）を求める旨の入札公告を行うこととする。その記載例は、次のとおりである。

入札保証金 納付（保管金の取扱店日本銀行〇〇代理店（××銀行〇〇支店）。

ただし、利付国債の提供（※）（保管有価証券の取扱店日本銀行〇〇代理店（××銀行〇〇支店））又は金融機関の保証（取扱官庁△△地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と履行保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。）

※ 利付国債の提供を例示として挙げているが、発注者の判断により、会計法令で認められているその他の有価証券等の提供によって入札保証金の納付に代えることも可能であり、これを発注者が認める場合には、認められる有価証券等の種類を記載することとなる。

(4) 発注者への入札 bond の提出時期

入札 bond（入札保証金を含む。以下同じ。）の提出については、入札書の提出期限の日（入札書の提出期限を定めない場合には、入札日の前日。）までに行うこととする（入札 bond の提出の期間の始期について、一般競争入札の競争参加資格確認の通知を行った日の翌日とすることも考えられる）。この場合、提出される入札 bond は、入札価格（入札参加者が見積る契約金額のことをいい、消費税込みの価格をいう。以下同じ。）の概算額に基づいて与信がなされたものとなる。

なお、契約担当官等は、入札 bond の提出により入札価格の概算額を知り得ることとなるので、入札 bond の保管及び概算額の守秘については、十分に注意しなければならない。

(5) 付保割合等

入札保証金、入札保証保険及び入札保証の付保割合については、会計法令で定める最低の保証割合である 5/100 を基本とする。

なお、入札 bond として取り扱う契約保証の予約については、入札参加者が落札した場合には、発注者が求める契約保証が必ず付されることについて金融機関又は保証事業会社が書面において約していることが必要である。

(6) 入札ボンド提出後の取扱い

入札ボンドが提出されても、

- ①入札時において、実際の入札価格に入札保証の付保割合を乗じて得た価格が事前に納付された入札保証金、入札ボンドとして提出された入札保証保険及び入札保証に付保された価格を上回る場合
- ②入札時において、実際の入札価格が入札ボンドとして提出された契約保証の予約に記載された入札価格を上回る場合
- ③低価格での入札により低入札価格調査の対象となった案件において、契約保証の予約に係る保証金額が当該案件に対して求められる契約保証の額に相当する金額以上となるよう、発注者が定める期限までに増額変更を行わなかった場合には、当該入札は、入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を予決令第76条に基づいて明らかにした公告により、無効となる。

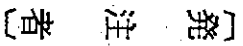
納付された入札保証金、入札保証保険、入札保証等の保管、落札したにもかかわらず契約を締結しない場合における入札保証金の国庫への帰属等の取扱いについては、会計法、予決令、契約事務取扱規則、各省庁における入札心得等の定めるところに従ってなされることとする。

3. その他

入札ボンド制度の導入については、各発注者の状況、工事の特性、地域の実情等を踏まえ、段階的な導入を図ることとし、今後実務の積み重ねによる制度の改善を図りつつ、普及を促進することとする。

また、既に入札ボンド制度を導入している機関においては、市場機能を活用したリアルタイムの企業評価を進めるため、入札ボンドの対象工事の拡大を促進することとする。

入札ポンド手続きの流れ(イメージ)



事 務 連 絡

平成22年5月20日

(社) 全国建設業協会会長 殿

地方整備局発注工事における入札ボンド対象工事の
拡大に関する通知の参考送付について

貴職におかれましては、平素から国土交通省が取り組む公共工事の入札契約の適正化の促進にご理解を賜りありがたくお礼申し上げます。

さて、今般、「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」(平成22年5月20日付け国総入企第2号)を国土交通省から各省各庁等あてに通知をしたところですが、これを受けて、当省においても各地方整備局あてに別添のとおり通知をしました。

つきましては、貴団体におかれましては、本通知について傘下の建設業者に対する周知をお願いします。

国土交通省建設業課入札制度企画指導室

国官会第313号
国地契第7号
平成22年5月20日

各地方整備局長等 あて

国土交通省大臣官房長

「入札保証金の取扱いに関する試行について」の一部改正について

最近の建設業を取り巻く環境にかんがみ、企業の経営評価に関して、市場機能を活用したリアルタイムの評価を一層進めるため、今般、入札ボンド（入札保証金を含む。以下同じ。）の対象工事の拡大を促進し、併せて、入札ボンドの発注者への提出時期を入札書の提出期限の日までとすることが、「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」（平成22年5月20日付け国総入企第2号）により国土交通省建設流通審議官から各省庁官房長等あて通知されたところである。

これを受けて、「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成18年10月16日付け国官会第1032号、国地契第65号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記2中「対象とする事業は、」の次に「工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3に定める工事種別のうち、一般土木工事及び建築工事については1件につき予定価格が3億円以上の工事、その他の工事種別については」を加える。

記3中「建設省厚発第260号）」の次に「、「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）」を加える。

記4の見出し中「「一般競争入札方式の実施について」」の次に「等」を加え、本文中「記14(1)の規定に代えて」を「入札保証金及び契約保証金について」に改め、②中「入札説明書の交付を開始した日」を「競争参加資格の確認の通知を行った日」に、「競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料」を「入札書」に改め、⑤を次のように改める。

- ⑤ 政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用対象でない工事において、入札参加者が金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除されていた場合（書類において予約に係る保証金額が明記され

ている場合に限る。)であって、当該入札参加者に対し予決令第86条第1項に定める調査を実施することとなった場合、契約担当官等は、当該入札参加者に対し速やかに、予約に係る保証金額が入札金額(税込み)の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を求めることとし、落札決定の日までで契約担当官等が定める日までに、所定の資料の提出を求めることとする。

記4中⑥を削り、⑦から⑨までをそれぞれ⑥から⑧までとし、⑩中「⑧」を「⑦」に改め、同項を⑨とする。

別添2 標準入札説明書例の入札保証金及び契約保証金中入札保証金の項を①とし、同項中「100分の30」を「100分の10〔政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用対象工事については、100分の30)〕」に改め、ニ)及びホ)を削り、へ)及びト)をそれぞれニ)及びホ)とし、同項の次に次の一項を加える。

- ② 予算決算及び会計令第86条第1項に定める調査を実施する場合の増額変更の取扱いについて 金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除された者(書類において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る)であって、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第86条第1項に定める調査の対象となった者は、別途定める期限までに、予約に係る保証金額が入札金額(税込み)の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行うこと。なお期限までに増額変更を行わなかった場合には、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。〔政府調達に関する協定の適用対象工事の場合には記載しない。〕

附 則

この通知は、平成22年8月1日以降に入札公告手続を開始する工事から適用する。

○入札保証金の取扱いに関する試行について
(平成18年10月16日付け国官会第1032号、国地契第65号)

改 正 案	現 行
1 (略) 2 対象事業 上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、工事請負業者選定事務処理要領(昭和41年12月23日付け建設省厚第76号)第3に定める工事種別のうち、一般土木工事及び建築工事については1件につき予定価格が3億円以上の工事、その他の工事種別については1件につき予定価格が6億9千万円以上の工事とするものとする。	1 (略) 2 対象事業 上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、1件につき予定価格が6億9千万円以上の工事とするものとする。
3 手続 対象事業に係る手続については、会計法令をはじめ「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚第260号)、「一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月7日付け国地契第80号)及び「競争入札心得」等によるほか、下記4及び5並びに別に定めるところにより行うこととする。	3 手続 対象事業に係る手続については、会計法令をはじめ「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚第260号)及び「競争入札心得」等によるほか、下記4及び5並びに別に定めるところにより行うこととする。
4 「一般競争入札方式の実施について」等の特例について 上記2の対象事業については、入札保証金及び契約保証金について、次の規定を適用する。 ① (略) ② 入札保証金の納付等(入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は金融機関等の契約保証の予約を含む。以下同じ。)に係る書類(以下「書類」という。)の提出期間は、原則として、競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から入札書の提出期限の日までとする。 ③、④ (略) ⑤ 政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用対象でない工事において、入札参加者が金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除されていた場合(書類において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。)であって、当該入札参加者に対し予決令第86条第1項に定める調査を実施することとなった場合、契約担当官等は、当該入札参加者に対し速やかに、予	4 「一般競争入札方式の実施について」の特例について 上記2の対象事業については、記14(1)の規定に代えて、次の規定を適用する。 ① (略) ② 入札保証金の納付等(入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は金融機関等の契約保証の予約を含む。以下同じ。)に係る書類(以下「書類」という。)の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日までとする。 ③、④ (略) ⑤ 契約担当官等は、入札参加者から入札保証金の納付等の後に見積金額を増額した結果、既に納付した入札保証金の金額等(国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険にかかる保険金額を含む。以下同じ。)が増額後の見積金額の100分の5未満又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が増額後の見積金額未満若しくは保証金額が増額後の見積金額の100分の30未満になるた

約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を求めるとし、落札決定の日までで契約担当官等が定める日までに、所定の資料の提出を求めることとする。

(削除)

- ⑥ 期限までに入札保証金の納付等を行わない者又は書類を提出しない者は、入札に関する条件に違反したものと見て、その入札を無効とする。
- ⑦ 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ⑧ ①から④までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする
〔別添1において標準入札説明書例を示す。〕
- ⑨ ①から②までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする
〔別添2において標準入札説明書例を示す。〕

5 (略)

(別添1) (略)

(別添2) 標準入札説明書例

O. 入札保証金及び契約保証金

- (O) ① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 ○○○）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 ○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁 ○○○地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保証金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定

め、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、書類の提出期限の日の翌日から起算して10日以内であり、かつ、当初納付した入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の2倍以内の増額変更である場合に限り、増額変更を認めるものとする。

この増額変更は1回に限るものとする。

- ⑥ 契約担当官等は、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の減額変更は認めないものとする。
- ⑦ 期限までに入札保証金の納付等を行わない者又は書類を提出しない者は、入札に関する条件に違反したものと見て、その入札を無効とするものとする。
- ⑧ 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ⑨ ①から④までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする
〔別添1において標準入札説明書例を示す。〕
- ⑩ ①から②までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする
〔別添2において標準入札説明書例を示す。〕

5 (略)

(別添1) (略)

(別添2) 標準入札説明書例

O. 入札保証金及び契約保証金

- (O) 入札保証金 納付（保管金の取扱店 ○○○）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 ○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁 ○○○地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保証金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」とい

する保証事業会社をいう。) (以下「金融機関等」という。) の
契約保証の予約を含む。) (以下同じ。) を行わない者及び入札保
証金の納付等に係る書類 (以下「書類」という。) を提出しない
者並びに入札保証金の金額等が入札金額 (税込み) (入札価格に
消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。) の
100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係
る契約希望金額が入札金額 (税込み) に満たない者若しくは保
証金額が入札金額 (税込み) の100分の10 [政府調達に関する
協定 (平成7年12月8日条約第23号) の適用対象工事について
は、100分の30] に満たない者は、入札に関する条件に違反
したものであるとして、その入札を無効とする。

イ) ~ハ) (略)
(削除)

二) 保証期間：平成〇年〇月〇日 () まで [入札執行の日から
7日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載
する。]

ホ) その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、
入札参加者の負担とする。

② 予算決算及び会計令第86条第1項に定める調査を実施する場
合の増額変更の取扱いについて 金融機関等の契約保証の予約を
受けたことにより入札保証金を免除された者 (書類において予約
に係る保証金額が明記されている場合に限る) であって、予算決
算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第86条第1項に定
める調査の対象となった者は、別途定める期限までに、予約に係
る保証金額が入札金額 (税込み) の100分の30以上となるよ
う、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行
うこと。なお期限までに増額変更を行わなかった場合には、入札
に関する条件に違反したものであるとして、その入札を無効とする。 [政
府調達に関する協定の適用対象工事の場合には記載しない。]

う。) の契約保証の予約を含む。) (以下同じ。) を行わない者及び入
札保証金の納付等に係る書類 (以下「書類」という。) を提出しない
者並びに入札保証金の金額等が入札金額 (税込み) (入札価格に消費
税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。) の100
分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望
金額が入札金額 (税込み) に満たない者若しくは保証金額が入札金額
(税込み) の100分の30に満たない者は、入札に関する条件に違
反したものであるとして、その入札を無効とする。

イ) ~ハ) (略)

二) 増額変更：平成〇年〇月〇日 () まで [上記イ) の提出期限の
日の翌日から起算して10日後の日を記載する] 1回に限り認め
る。なお、増額変更は当初納付した入札保証金の金額等又は金融機
関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の2倍
以内に限る。

ホ) 減額変更：認めない。

ヘ) 保証期間：平成〇年〇月〇日 () まで [入札執行の日から7日
を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。]

ト) その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札
参加者の負担とする。
(新規)

国官総第46号
国官会第308号
国地契第8号
国官技第41号
国営計第28号
国総入企第8号
平成22年5月20日

各地方整備局長 あて

国土交通省

大臣官房長
建設流通政策審議官

「緊急公共工事品質確保対策について」の一部改正について

最近の建設業を取り巻く環境にかんがみ、企業の経営評価に関して、市場機能を活用したリアルタイムの評価を一層進めるため、今般、入札ボンド（入札保証金を含む。以下同じ。）の対象工事の拡大を促進し、併せて、入札ボンドの発注者への提出時期を入札書の提出期限の日までとすることが、「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」（平成22年5月20日付け国総入企第2号）により国土交通省建設流通審議官から各省庁官房長等あて通知されたところである。

これを受けて、「緊急公共工事品質確保対策について」（平成18年12月8日付け国官総第610号、国官会第1334号、国地契第71号、国官技第242号、国営計第121号、国総入企第46号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記4中「7億9千万円以上の」を「3億円以上の一般土木工事及び建築工事並びに6億9千万円以上のその他の工事種別に係る」に改める。

附 則

この通知は、平成22年8月1日以降に入札公告手続を開始する工事から適用する。

国 地 契 第 8 - 2 号
平成22年5月20日

国土地理院長
国土技術政策総合研究所長 あて

国土交通省
大 臣 官 房 長

「緊急公共工事品質確保対策について」の一部改正について

最近の建設業を取り巻く環境にかんがみ、企業の経営評価に関して、市場機能を活用したリアルタイムの評価を一層進めるため、今般、入札ボンド（入札保証金を含む。以下同じ。）の対象工事の拡大を促進し、併せて、入札ボンドの発注者への提出時期を入札書の提出期限の日までとすることが、「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」（平成22年5月20日付け国総入企第2号）により国土交通省建設流通審議官から各省庁官房長等あて通知されたところである。

これを受けて、「緊急公共工事品質確保対策について」（平成18年12月8日付け国官総第610号、国官会第1334号、国地契第71号、国官技第242号、国営計第121号、国総入企第46号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記4中「7億9千万円以上の」を「3億円以上の一般土木工事及び建築工事並びに6億9千万円以上のその他の工事種別に係る」に改める。

附 則

この通知は、平成22年8月1日以降に入札公告手続を開始する工事から適用する。

○緊急公共工事品質確保対策について

(平成18年12月8日付け国官総第610号、国官会第1334号、国地契第71号、国官技第242号、国営計第121号、国総入企第46号)

改 正 案	現 行
1～3 (略) 4 「入札ポンド」の導入対象拡大 下請業者への不当なしわ寄せやそれに伴う手抜き工事につながるかねねない無理な低価格受注が、市場の与信審査機能を通じて的確に排除されるよう、現行、予定価格が3億円以上の一般土木工事及び建築工事並びに6億9千万円以上のその他の工事種別に係る工事で試行導入している「入札ポンド」について、地方公共団体等における導入状況を踏まえた対象拡大を図るものとする。 5、6 (略)	1～3 (略) 4 「入札ポンド」の導入対象拡大 下請業者への不当なしわ寄せやそれに伴う手抜き工事につながるかねねない無理な低価格受注が、市場の与信審査機能を通じて的確に排除されるよう、現行、予定価格が7億9千万円以上の工事で試行導入している「入札ポンド」について、地方公共団体等における導入状況を踏まえた対象拡大を図るものとする。 5、6 (略)

国官会第314号
国地契第9号
平成22年5月20日

各地方整備局総務部長等 あて

国土交通省大臣官房
会 計 課 長
地 方 課 長

「入札保証金の取扱いに関する試行に係る手続の運用について」の
一部改正について

最近の建設業を取り巻く環境にかんがみ、企業の経営評価に関して、市場機能を活用したリアルタイムの評価を一層進めるため、今般、入札ボンド（入札保証金を含む。以下同じ。）の対象工事の拡大を促進し、併せて、入札ボンドの発注者への提出時期を入札書の提出期限の日までとすることが、「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」（平成22年5月20日付け国総入企第2号）により国土交通省建設流通審議官から各省庁官房長等あて通知されたところである。

これを受けて、「入札保証金の取扱いに関する試行に係る手続の運用について」（平成18年10月16日付け国官会第1034号、国地契第67号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記4を次のように改める。

4 予算決算及び会計令第86条第1項に定める調査を実施する場合の増額変更の取扱いについて

政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用対象でない工事において、入札参加者が金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除されていた場合（契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。）であって、当該入札参加者が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項に定める調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象となった場合における予約に係る保証金額の増額変更については、以下のとおり取り扱うものとし、現場説明書に別添2の現場説明書記載例により、説明事項を記載するものとする。

- (1) 契約担当官等は、金融機関等の契約保証の予約を受けたことで入札保証金を免除されていた入札参加者が低入札価格調査の対象となった場合は、当該入札参加者に対し速やかに、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を求めることとし、落札決定の日までで契約担当官等が定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出することを求めるものとする。
- (2) 契約担当官等は、入札参加者から(1)の変更契約保証予約証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。
- イ 名宛人が契約担当官等であること。
 - ロ 契約保証の予約を行う者が、契約保証予約証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 予約に係る保証金額を増額する旨の記載があること。
 - ニ 契約保証の予約に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。
- (3) 契約担当官等は、(1)の変更契約保証予約証書を保管しておくものとする。
- 別添2 現場説明書記載例を次のように改める。
- 別添2 現場説明書記載例
- 競争入札に参加しようとする者は、以下のいずれかの書類を提出しなければならない。
- 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
 - 入札保証金に代わる担保としての利付国債に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書
 - 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書
 - 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券
 - 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書

[注] ○ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項に定める調査の対象となった場合には、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の30以上となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。ただし、契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。

附 則

この通知は、平成22年8月1日以降に入札公告手続を開始する工事から適用する。

○入札保証金の取扱いに関する試行に係る手続の運用について
(平成18年10月16日付け国官会第1034号、国地契第67号)

改 正 案	現 行
1～3 (略) 4 予算決算及び会計令第86条第1項に定める調査を実施する場合の増額変更の取扱いについて 政府調達において、入札参加者が金融機関等の契約保証の予約を受けたでない工事において、入札保証金を免除されている場合(契約保証予約証書においてことにより入札保証金を免除されている場合(契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。)であって、当該入札参加者が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第86条第1項に定める調査(以下「低入札価格調査」という。)の対象となった場合)における予約に係る保証金額の増額変更については、以下のとおり取り扱うものとし、現場説明書に別添2の現場説明書記載例により、説明事項を記載するものとする。 (削除)	1～3 (略) 4 増額変更の取扱いについて 入札保証金の金額等(国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。)又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の増額変更については、以下のとおり取り扱うものとし、現場説明書に別添2の現場説明書記載例により、説明事項を記載するものとする。 (1) 入札保証金についての取扱い ① 契約担当官等は、入札参加者から入札保証金の金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、入札保証金の増額分に相当する金額の金銭を保管金取扱店に納付した旨の保管金領収証書及び保管金提出書(入札保証取扱通達別記様式1)を提出することを求めるものとする。 ② 契約担当官等は、入札参加者から①の保管金領収証書及び保管金提出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。 イ 保管金領収証書が入札保証取扱通達別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。 ロ 保管金領収証書に記載の保管金の金額が保管金提出書に記載の保管金の金額と同一であること。 ハ 保管金領収証書に記載の保管金の金額が当初納付した保管金の金額以下であること。 ③ 契約担当官等は、②の確認後、①の保管金領収証書及び保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に提出するものとする。なお、契約担当官等は、保管金領収証書及び保管金提出書の写しを保管しておくものとする。 ④ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等より①の保管金領収証書

及び保管金提出書を受領したときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、保管金受領証書を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、保管金受領証書の写しを保管しておくものとする。

イ 保管金領収証書が入札保証取扱通達別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。

ロ 保管金領収証書に記載の保管金の金額が保管金提出書に記載の保管金の金額と同一であること。

(2) 入札保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から入札保証金に代わる担保としての国債の総額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、増額分に相当する金額の国債を保管有価証券取扱店に提出した旨の政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書（入札保証取扱通達別記様式2）の提出を求めるものとする。

② 契約担当官等は、入札参加者から①の政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 政府保管有価証券払込済通知書が入札保証取扱通達別添2の政府保管有価証券払込済通知書例に従ったものであること。

ロ 政府保管有価証券払込済通知書に記載の保管有価証券の総額が政府保管有価証券提出書に記載の保管有価証券の総額と同一であること。

ハ 政府保管有価証券払込済通知書に記載の保管有価証券の総額が当初納付した保管有価証券の総額以下であること。

ニ 政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書に記載の保管有価証券が、利付国債であること。

③ 契約担当官等は、②の確認後、①の政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書を有価証券取扱主任官に提出するものとする。なお、契約担当官等は、政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書の写しを保管しておくものとする。

④ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等より①の政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書を受領したときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、政府保管有価証券受領証書を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、政府保管有価証券受領証書の写しを保管しておくものとする。

イ 政府保管有価証券払込済通知書が入札保証取扱通達別添2の政府保管有価証券払込済通知書例に従ったものであること。

ロ 政府保有価証券払込済通知書に記載の保有価証券の総額が政府保有価証券提出書に記載の保有価証券の総額と同一であること。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から保証金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、保証金額を増額変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

② 契約担当官等は、入札参加者から①の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

ロ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印（印刷済みものを含む。）があること。

ハ 保証金額を増額する旨の記載があること。

ニ 保証に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

ホ 増額後の保証金額が増額前の保証金額の2倍以内であること。

③ 契約担当官等は、①の変更契約書を保管しておくものとする。

(4) 入札保証保険についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から保険金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、保険金額を増額変更する旨の保険会社が付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

② 契約担当官等は、入札参加者から①の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 保険会社の記名押印（印刷済みものを含む。）があること。

ロ 保険契約者が入札参加者であること。

ハ 異動を承認する旨の記載があること。

ニ 証券番号が当初提出した入札保証保険に係る証券の証券番号と同一であること。

ホ 増額後の保険金額が増額前の保険金額の2倍以内であること。

へ 異動保険期間が異動承認書を提出した日以降の日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものであること。

③ 契約担当官等は、①の異動承認書を保管しておくものとする。

(5) 金融機関等の契約保証の予約についての取扱い

(1) 契約担当官等は、金融機関等の契約保証の予約を受けたことと入札保証金を免除されていた入札参加者が低入札価格調査の対象となった場合は、当該入札参加者に対し速やかに、予約に係る保証金額が入札金額(税込)の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を求めるとし、落札決定の日までで契約担当官等が定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当官等は、入札参加者から(1)の変更契約保証予約証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

- イ 名宛人が契約担当官等であること。
- ロ 契約保証の予約を行う者が、契約保証予約証書に記載された金融機関等であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。
- ハ 予約に係る保証金額を増額する旨の記載があること。
- ニ 契約保証の予約に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

(削除)

(3) 契約担当官等は、(1)の変更契約保証予約証書を保管しておくものとする。

5 (略)

別添 1 (略)

別添 2 現場説明書記載例

競争入札に参加しようとする者は、以下のいずれかの書類を提出しなければならない。

- 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(削除)

- 入札保証金に代わる担保としての利付国債に係る政府保有価証券払込済通知書及び政府保有価証券提出書

(削除)

- 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

(削除)

① 契約担当官等は、入札参加者から契約保証予約証書に記載されている契約希望金額又は保証金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、契約希望金額又は保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出することを求めるものとする。

② 契約担当官等は、入札参加者から①の変更契約保証予約証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

- イ 名宛人が契約担当官等であること。
- ロ 契約保証の予約を行う者が、契約保証予約証書に記載された金融機関等であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。
- ハ 契約希望金額又は保証金額を増額する旨の記載があること。
- ニ 契約保証の予約に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。
- ホ 増額後の契約希望金額又は保証金額が増額前の契約希望金額又は保証金額の2倍以内であること。

③ 契約担当官等は、①の変更契約保証予約証書を保管しておくものとする。

5 (略)

別添 1 (略)

別添 2 現場説明書記載例

競争入札に参加しようとする者は、以下のいずれかの書類を提出しなければならない。

- 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

[注] ○ 見積金額の増額により入札保証金の金額を増額する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

- 入札保証金に代わる担保としての利付国債に係る政府保有価証券払込済通知書及び政府保有価証券提出書

[注] ○ 見積金額の増額により国債の総額を増額する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

- 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

[注] ○ 見積金額の増額により保証金額を増額する場合の取扱いについて

- 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証
保険契約に係る証券

(削除)

- 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証券

[注] ○ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第86条第1項に定める調査の対象となつた場合には、予約に係る保証金額が入札金額(税込み)の100分の30以上となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証券を提出すること。ただし、契約保証予約証券において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。

は、契約担当官等の指示に従うこと。

- 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証
保険契約に係る証券

[注] ○ 見積金額の増額により保険金額を増額する場合の取扱いについて
は、契約担当官等の指示に従うこと。

- 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証券

[注] ○ 見積金額の増額により契約希望金額又は保証金額を増額する場合
の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。

(参考) 地方整備局発注工事における入札ボンド対象工事の
拡大等について

○ 対象工種・基準額

一般土木 予定価格が3億円以上の工事

建 築 予定価格が3億円以上の工事

(その他の工種 予定価格が6億9千万円以上の WTO 対象工事)

○ 入札ボンドの提出時期の変更

入札書の提出期限の日まで

(現行は、競争参加資格確認申請書等の提出時)

○ 実施時期

平成22年8月1日以降に入札公告手続を開始する工事